

◆◆◆在ベルギー日本国大使館 領事サービス・安全対策メールマガジン◆◆◆

※メールマガジンの名称が変更になりました！

- 昨年12月の犯罪被害事例
- 衆議院議員総選挙に伴う在外選挙における在外公館投票者数
- ベルギーで生活を始められる方へ（在留届の提出）
- 引っ越し、又はご帰国される方へ（在留届の変更・抹消届）
- ご来館前の事前確認のお願い
- 戸籍謄（抄）本へのアポステューユ（公印確認）添付

- 昨年12月の犯罪被害事例

昨年12月中に大使館に届けられた邦人の犯罪被害の件数は、20件であり、2012年の被害届出合计数は、12月末現在、208件（昨年同期比：+11）となっています。

昨年12月分の【被害届出分析表】及び【届出事例概要】はこちらをご覧ください。

http://www.be.emb-japan.go.jp/document/higaijirei_2012_12.pdf

今月のコメント！：

※ホテル客室内での置引きが発生しています。たとえ従業員であっても、室内にいる場合は動向を観察する等、警戒しているところを見せる必要があります。

※SOLDES（バーゲン）が始まりました。混雑した店内では注意力が散漫になりますので、購入前に財布がないといった事にならないようご注意ください。

※高級ブランド店の買い物袋を持ち歩いているだけで、個数に関係なく「お金持ち」と見られ、タ

ターゲットになる恐れがあることも自覚してください。

○衆議院議員総選挙に伴う在外選挙における在外公館投票者数

1. 今般の第46回衆議院議員総選挙に際し、在外選挙が実施されました。総務省の発表によれば、在外選挙人名簿に登録された在外選挙人による、各選挙ごとの投票者数は以下のとおりです。

在外選挙人名簿登録者数（平成24年12月16日現在） 105,836人

投票者数（比例） 21,565人

投票者数（小選挙区） 21,138人

2. 投票方法は、（1）在外公館投票（海外の日本大使館、総領事館等に設けられた投票記載場所で投票）、（2）郵便等投票（在外公館を経由せず直接国内の市区町村選挙管理委員会に投票用紙を郵送）、（3）日本国内における投票（一時帰国した際などに行う）があります。このうち、（1）在外公館投票による投票者数（外務省調べ）については、以下のとおりです。

「在外公館投票者数」

投票者数（比例） 21,565人

うち在ベルギー日本国大使館での投票者数 198人

投票者数（小選挙区） 21,138人

うち在ベルギー日本国大使館での投票者数 195人

○ベルギーで生活を始められる方へ（在留届の提出）

在留届は、テロや自然災害等の緊急事態が発生した際の安否確認や、事件・事故等に遭われた際の支援などを行う際に必要です。ベルギーに来られ、未提出の方は早急に「在留届」を大使館領事部宛送付してください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/image/zairyu.pdf>

郵送またはファックスのほかインターネットによる届出（ORR ネット）も可能です。

<http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

○ご家族の到着，引っ越し，又は帰国される方へ（在留届の変更・抹消届）

ベルギー国内での転居，婚姻，出生，家族の到着など「在留届」の記載事項に変更があったときや帰国・転勤するときには，「在留届の変更・抹消届」を郵送またはファックスで大使館領事部宛送付してください。

http://www.be.emb-japan.go.jp/document/zairyu_henkou_2012.pdf

○転居された方へ（在外選挙人証の住所変更）

在外選挙人証に記載されている住所は，発行元の選挙管理委員会に登録されております。このため，ベルギー国内での転居，又はベルギー国外からの転入で在外選挙人証の住所変更を行っていない方（古い住所が記載のまま）は，在外公館投票には支障はありませんが，当館からの在外公館投票に関するご案内のダイレクトメールを受け取ることが困難となります。また，郵便投票の場合，登録先の選挙管理委員会から送付される投票用紙を受け取ることができません。

つきましては，転居された方は，在外選挙人証の住所変更手続きをお願いします。その際必要な書類は以下のとおりです。なお，これは在留届の住所変更とは別途に行う必要があります。

- ・ 旅券
- ・ 在外選挙人証
- ・ 在外選挙人証記載事項変更届出書（当館備え付け）
- ・ 新住所を確認できる書類（在留届の住所変更を行っている場合は必要ありません。）

○戸籍謄（抄）本へのアポステイーユ（公印確認）添付

事前に査証を取得せず，当地のコミューンにて滞在許可証（ID）を申請される場合，（例：後からご到着の駐在員ご家族，ベルギー人との同居，婚姻手続き等），必要書類とされる戸籍謄（抄）本の抜粋証明（出生，独身，婚姻等）には，原則，日本国外務省の発行するアポステイーユ（公印確認）の添付が要求されております。日本より戸籍謄（抄）本を取り寄せる，又は日本で取得の上，持参される場合は，アポステイーユの添付を行ってください。アポステイーユが添付されていない戸籍謄（抄）本に基づいた当館作成済みの出生証明や婚姻証明等には，改めてアポステイーユを添付することはできませんので，ご注意ください。

なお、ベルギーにて出産する際に、病院側に提出する婚姻証明書を戸籍謄本から作成する場合には、アポステイーユの添付は必要ありません。

アポステイーユの申請については、こちらをご覧ください。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/shomei/index.html#1>

◆発行：在ベルギー日本国大使館

Ambassade du Japon / Ambassade van Japan 1000 Bruxelles

Square de Meeus 5-6 / De Meeussquare 5-6 1000 Brussel

電話 02/513.23.40 (代表) 02/500.05.80 (領事部) 02/513.23.40 (広報文化センター)

FAX 02/513.15.56 (代表) 02/513.46.33 (領事部) 02/514.53.33 (広報文化センター)

◆配信中止・配信先変更

<http://www.mailmz.emb-japan.go.jp/mlregist/be.html>

◆バックナンバー

http://www.be.emb-japan.go.jp/japanese/aboutus_j/merumaga.html#backnumber

◆お問い合わせ

大使館メールマガジンに関するご意見・ご要望 cs.japan@bx.mofa.go.jp

領事関連の個々のご質問については、電子メールではなくお電話でお問い合わせください。